233	アミノ酸由来非吸収性局所止血材	1ｇ当たり17,600円
234	薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント	124,000円
235	アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ	7,010円
236	上腕静脈用カテーテル	5,790円

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

	名　　品	単　位	材料価格
001	（略）		
002	歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	12,587円
003	歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,278円
004	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	11,373円
005	歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,362円
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,445円
007～009	（略）		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	5,095円
011～069	（略）		

Ⅶ～Ⅸ　（略）

○厚生労働省告示第二百三十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年八月三十一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(4)　（略） （削る） (5)～(16)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(4)　（略） (5)　セイヨウハッカ油（過敏性腸症候群治療薬に限る。） (6)～(17)　（略） 二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

	名　　品	単　位	材料価格
001	（略）		
002	歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	11,763円
003	歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	10,454円
004	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上）	１ｇ	10,549円
005	歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１ｇ	10,538円
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	3,299円
007～009	（略）		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１ｇ	4,901円
011～069	（略）		

Ⅶ～Ⅸ　（略）

○厚生労働省告示第二百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年八月三十一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	別表
一般名 / 適用日	一般名 / 適用日
（略） / （略）	（略） / （略）
ベポタスチン / （略）	ベポタスチン / （略）
セイヨウハッカ油 / 令和七年八月三十一日	（新設） / （新設）

○厚生労働省告示第二百三十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿